

# 京都府公報

号外 第36号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則 (生活衛生課)	1

## 規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第37号

#### 公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和23年京都府規則第95号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項ただし書を削り、同項第2号中「示すこと」を「示したもものとする」に改め、同項第3号中「法」を「公衆浴場法(昭和23年法律第139号)」に改める。

第2条中「第2条第1項」を「第1条の2第1項」に改める。

第3条中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。

第4条中「第3条の2第1項」を「第3条第1項」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「(別記第5号様式)」を「(別記第6号様式)」に改め、同条第2項中「(別記第6号様式)」を「(別記第7号様式)」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 省令第3条の2第1項に規定する届書は、別記第5号様式によるものとする。

別記第1号様式の注を次のように改める。

注 次の書類又は図面を添付してください。

- 公衆浴場の構造設備の状況を明らかにした書類又は図面
- 公衆浴場の周囲350メートルの区域内の状況を明らかにした図面(当該区域内に所在する公衆浴場の所在地及びその所在地までの距離を示したもものとする。)
- 許可を受けようとする者が営業施設の所有権を有していない場合は、その所有権を有している者の承諾書又は賃貸借契約書の写し
- 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

別記第6号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「  
年 月 日生」を「  
年 月 日生」に改め、同様式を別記第7号様式とする。  
(個人の場合のみ記載してください。)

別記第5号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「  
年 月 日生」を

「 年 月 日生  
(個人の場合のみ記載してください。)」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、「年 月 日生」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 分割により浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添付してください。

別記第4号様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、「年 月 日生」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写しを添付してください。

別記第3号様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式 (第2条関係)

浴 場 業 承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名 }

年 月 日生

(個人の場合のみ記載してください。)

電話番号

下記のとおり譲渡により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

譲渡人	住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }	
	氏 名 { 法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名 }	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
公 衆 浴 場 の 所 在 地		
公 衆 浴 場 の 名 称		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則(昭和33年京都府規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条第2項中「次」を「省令第1条第2項に定めるもののほか、次」に改め、ただし書を削り、同項第2号中「もの」を「ものとする。」に改める。

第3条の前の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条中「第2条第1項」を「第1条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、省令第1条の3第2項に定めるもののほか、譲受人が法第3条第2項各号に該当しないときは、その旨の宣誓書を添付しなければならない。

第4条中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、省令第2条第2項に定めるもののほか、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人が法第3条第2項各号に該当しないときは、その旨の宣誓書を添付しなければならない。

第6条を削る。

第5条第1項中「(別記第4号様式)」を「(別記第5号様式)」に改め、同条第2項中「(別記第5号様式)」を「(別記第6号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第5条 省令第3条第1項に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第3条第2項に定めるもののほか、申請者が法第3条第2項各号(第7号を除く。)に該当しないときは、その旨の宣誓書を添付しなければならない。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(宿泊者名簿に記載すべき事項)

第7条 省令第4条の2第3項第2号に規定する都道府県知事が必要と認める事項は、到着年月日、出発年月日、年齢、前宿泊地及び行先地とする。

別記第1号様式中「代表者」を「代表者の」に、「・簡易宿所営業・」を「/簡易宿所営業/」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 次の書類又は図面を添付してください。

- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面
- (2) 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当しないときは、その旨の宣誓書
- (3) 営業施設の設置場所の周囲150メートルの区域内の状況を明らかにした図面(当該区域内に所在する旅館業法第3条第3項各号に規定する施設の所在地及びその所在地までの距離を示したものとする。)
- (4) 水道法に基づく水道事業者等から飲用に供する水を供給されていない場合にあつては、水質検査成績書
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

別記第5号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「 年 月 日生」を

「 年 月 日生」に改め、同様式を別記第6号様式とする。  
(個人の場合のみ記載してください。)

別記第4号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「 年 月 日生」を

「 年 月 日生」に改め、同様式を別記第5号様式とする。  
(個人の場合のみ記載してください。)

別記第3号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「下記のとおり旅館業法第3条の3第1項の規定による相続により」を「旅館業法第3条の4第1項の規定により、下記のとおり相続による」に改め、同様式の注の(3)中「旅館業法」を「申請者が旅館業法」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、「年 月 日生」を削り、「下記のとおり旅館業法第3条の2第1項の規定による合併又は分割により」を「旅館業法第3条の3第1項の規定により、下記のとおり合併又は分割による」に、「該当内容」を「該当」に改め、同様式の注の(1)中「承継した法人の登記簿の謄本」を「承継する法人の定款又は寄附行為の写し」に改め、同様式の注の(2)中「申請者」を「合併又は分割により当該営業を承継する法人」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第3条関係）

旅 館 業 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

京都府知事 様

譲渡人 住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名〕

電話番号

譲受人 住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日生

（個人の場合のみ記載してください。）

電話番号

旅館業法第3条の2第1項の規定により、下記のとおり譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、申請します。

記

譲 渡 の 予 定 年 月 日	年 月 日
営 業 施 設 の 所 在 地	
営 業 施 設 の 名 称	
営 業 の 種 別	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
譲受人の旅館業法第3条第2項各号の該当	有 無
	該当するときの内容

注 次の書類を添付してください。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
- (3) 譲受人が旅館業法第3条第2項各号に該当しないときは、その旨の宣誓書

（理容師法施行細則の一部改正）

第3条 理容師法施行細則（昭和34年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（開設届出書）

第6条 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第19条第1項に規定する開設の届出書の様式は、別記第2号様式とする。

第8条中「別記第5号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（変更等届出書）

第7条 省令第20条に規定する変更の届出書及び法第11条第2項に規定する廃止の届出書の様式は、別記第3号様式とする。

(承継届出書)

第8条 省令第20条の2第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第4号様式とする。

2 省令第21条第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第5号様式とする。

3 省令第22条第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第6号様式とする。

4 省令第22条の2第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第7号様式とする。

別記第2号様式中「開設者 氏名」を「開設者 氏名」に、「しますので届け出ます」を

「するので届け出る」に、「代表者の」を「代表者の職・」に改め、同様式の注の1を削り、同様式の注の2中「又は理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第19条第1項第6号の」を「その他」に改め、同様式の注中2を1とし、3を2とし、同様式の注の4ただし書を削り、同様式の注の4の(1)中「2」を「1」に改め、同様式の注の4の(4)を次のように改める。

(4) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第2号様式の注中4を3とする。

別記第3号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、

「  
届出者 住 所 「開設者 住 所  
氏 名 「開設者 氏 名 を  
年 月 日生 電話番号」  
(個人の場合のみ記載してください)  
電話番号」  
に、「しましたから」を「したので、」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

（譲渡による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住 所 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地〕  
氏 名 〔法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日生

（個人の場合のみ記載してください。）

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

譲渡人	住 所 〔法人の場合は、主たる 事務所の所在地〕	
	氏 名 〔法人の場合は、名称 及び代表者の職・氏名〕	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
理 容 所 の 所 在 地 等		電話番号
理 容 所 の 名 称		
検 査 確 認 年 月 日 及 び 検 査 確 認 番 号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第5号様式中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に、「行いましたので」を「行つたので、」に、「第8条の」を「第10条の」に改め、同様式を別記第8号様式とし、別記第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式（第8条関係）

（相続による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所

氏名

年 月 日生

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

被相続人との続柄		
被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日
理容所の所在地等		電話番号
理容所の名称		
検査確認年月日及び 検査確認番号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第6号様式（第8条関係）

（合併による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の職・氏名

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者の職・氏名	
合併の年月日		年 月 日
理容所の所在地等		電話番号
理容所の名称		
検査確認年月日及び検査確認番号		年 月 日 第 号

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付してください。



第7号様式（第8条関係）

（分割による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の職・氏名

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者の職・氏名	
分割の年月日		年 月 日
理容所の所在地等		電話番号
理容所の名称		
検査確認年月日及び検査確認番号		年 月 日 第 号

注 分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和34年京都府規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(開設届出書)

第6条 美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)第19条第1項に規定する開設の届出書の様式は、別記第2号様式とする。

第8条中「別記第5号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(変更等届出書)

第7条 省令第20条に規定する変更の届出書及び法第11条第2項に規定する廃止の届出書の様式は、別記第3号様式とする。

(承継届出書)

第8条 省令第20条の2第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第4号様式とする。

2 省令第21条第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第5号様式とする。

3 省令第22条第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第6号様式とする。

4 省令第22条の2第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第7号様式とする。

別記第2号様式中「開設者 氏名」を「開設者 氏名」に、「しますので届け出ます」を

開設者 氏名	( 法人の場合は、名称及び 代表者の職・氏名 )
--------	-----------------------------

「するの届け出る」に、「代表者の」を「代表者の職・」に改め、同様式の注の1を削り、同様式の注の2中「又は美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第19条第1項第6号の」を「その他」に改め、同様式の注中2を1とし、3を2とし、同様式の注の4ただし書を削り、同様式の注の4の(1)中「2」を「1」に改め、同様式の注の4の(4)を次のように改める。

(4) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

別記第2号様式の注中4を3とする。

別記第3号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、

開設者 住 所	氏 名 を
	電話番号

「

届出者 住 所	( 法人の場合は、主たる 事務所の所在地 )
氏 名	( 法人の場合は、名称及 び代表者の職・氏名 )

に、「しましたから」を「したので、」に改める。

年 月 日生

(個人の場合のみ記載してください。)

電話番号

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

（譲渡による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住 所 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地〕  
氏 名 〔法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日生

（個人の場合のみ記載してください。）

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

譲渡人	住 所 〔法人の場合は、主たる 事務所の所在地〕	
	氏 名 〔法人の場合は、名称 及び代表者の職・氏名〕	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所 の 所 在 地 等		電話番号
美 容 所 の 名 称		
検 査 確 認 年 月 日 及 び 検 査 確 認 番 号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第5号様式中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に改め、「行いましたので」を「行つたので、」に、「第8条の」を「第10条の」に改め、同様式を別記第8号様式とし、別記第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式（第8条関係）

（相続による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所

氏名

年 月 日生

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

被相続人との続柄		
被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日
美容所の所在地等		電話番号
美容所の名称		
検査確認年月日及び 検査確認番号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第6号様式（第8条関係）

（合併による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の職・氏名

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者の職・氏名	
合併の年月日		年 月 日
美容所の所在地等		電話番号
美容所の名称		
検査確認年月日及び検査確認番号		年 月 日 第 号

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付してください。

第7号様式（第8条関係）

（分割による承継用）

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の職・氏名

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

分 割 前 の 法 人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代 表 者 の 職 ・ 氏 名	
分 割 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所 の 所 在 地 等		電話番号
美 容 所 の 名 称		
検 査 確 認 年 月 日 及 び 検 査 確 認 番 号		年 月 日 第 号

注 分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 クリーニング業法施行細則（昭和52年京都府規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 施行規則第2条の5第1項に規定する地位の承継の届出書の様式は、別記第5号様式の2とする。

別記第1号様式の(その1)中氏名を「住所」「営業者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）」に、「しますので届け出ます」電話番号」

を「するので届け出る」に、

住所 （法人の場合は、主たる 事務所の所在地）	
-------------------------------	--

を

住所 （法人の場合は、主たる 事務所の所在地）	
-------------------------------	--

電話番号

に、「代表者」を「代表者の職・」に、

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）			
	住所			
	氏名		年 月 日生	
	クリーニング師免許	登録第	号	
従事者数				
他 の ク リ ー ニ ン グ 所 を 開 設 し て い る 場 合	所在地	従事者数	クリーニング師の氏名	

を

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）			
	住所			
	氏名		年 月 日生	
	クリーニング師免許	登録第	号	
従事者数		人		
他 の ク リ ー ニ ン グ 所 を 開 設 し て い る 場 合	名称	所在地	従事者数	クリーニング師の氏名

に改め、同様式の（その1）の注を次のように改める。

注 平面図及び付近の見取図を添付してください。

別記第1号様式の（その2）中 「住所」 「営業者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）」 「氏名を電話番号」 に、「しますので」を「す

るので」に、「代表者」を「代表者の職・」に、  
 「年 月 日生」を「年 月 日生  
 （個人の場合のみ記入してく  
 ださい。）」に、

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）					
	住 所					
	氏 名				年 月 日生	
	ク リ ー ニ ン グ 師 免 許	登録第		号		
従事者数						
他に無店舗取次店を 営んでいる場合	名 称	業務用車両の保 管場所	自動車登録番号又は 車両番号	従 事 者 数	クリーニング師の氏名	

を

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）					
	住 所					
	氏 名				年 月 日生	
	ク リ ー ニ ン グ 師 免 許	登録第		号		
従事者数				人		
他に無店舗取次 店を営んでいる 場合	名 称	業務用車両の保 管場所	自動車登録番号又は 車両番号	営 業 区 域	従 事 者 数	クリーニング師の 氏名

に改め、同様式の（その2）の注中1を削り、2を1とし、その次に次のように加える。

2 業務用車両内部の平面図及び自動車の保管場所が確保されていることを明らかにする警察署長の証明書の写しを添付してください。

別記第1号様式の（その2）の注の3を削る。

別記第2号様式の（その1）及び（その2）中 「届出者住所」 「氏名を電話番号」



「  
届出者 住 所 ( 法人の場合は、主たる  
事務所の所在地 )  
氏 名 ( 法人の場合は、名称及  
び代表者の職・氏名 ) に、「しましたから」を「したので」に改める。  
年 月 日生  
( 個人の場合のみ記載してください。 )  
電話番号  
」

別記第5号様式の(その1)中「代表者」を「代表者の職・」に、「承継したので」を「承継したので、」に、

検 査 確 認 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

を

検 査 確 認 年 月 日	年 月 日
及 び 検 査 確 認 番 号	第 号

に改め、同様式の(その1)の注の(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の(その1)の注の(2)中「数、所在地、従業者数」を「名称、所在地、従事者数」に改め、同様式の(その2)中「代表者」を「代表者の職・」に、「承継したい」を「承継した」に改め、同様式の(その2)の注の(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の(その2)の注の(2)中「数、業務用車両、営業区域、従事者数及び」を「名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、営業区域、従事者数並びに」に改め、同様式を別記第5号様式の2とする。

別記第4号様式の(その1)中「代表者」を「代表者の職・」に、「承継したので」を「承継したので、」に、

検 査 確 認 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

を

検 査 確 認 年 月 日	年 月 日
及 び 検 査 確 認 番 号	第 号

に改め、同様式の(その1)の注の(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の(その1)の注の(2)中「数、所在地、従業者数」を「名称、所在地、従事者数」に改め、同様式の(その2)中「代表者」を「代表者の職・」に、「承継したい」を「承継した」に改め、同様式の(その2)の注の(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の(その2)の注の(2)中「数、業務用車両、営業区域、従事者数及び」を「名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、営業区域、従事者数並びに」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式の(その1)中「承継したので」を「承継したので、」に、

検 査 確 認 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

を

検査確認年月日	年	月	日
及び検査確認番号	第		号

に改め、同様式の(その1)の注の(3)中「数、所在地、従業者数」を「名称、所在地、従事者数」に改め、同様式の(その2)中「承継したい」を「承継した」に、「相続開始」を「相続開始の」に改め、同様式の(その2)の注の(3)中「数、業務用車両、営業区域、従事者数及び」を「名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、営業区域、従事者数並びに」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第5条関係)

(その1)

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住 所 { 法人の場合は、主たる事務所の所在地 }  
 氏 名 { 法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名 }

年 月 日生

(個人の場合のみ記載してください。)

電話番号

次のとおり開設者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人	住 所 { 法人の場合は、主たる事務所の所在地 }	
	氏 名 { 法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名 }	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 所 の 所 在 地 等		電話番号
ク リ ー ニ ン グ 所 の 名 称		
検 査 確 認 年 月 日 及 び 検 査 確 認 番 号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

(その2)

承 継 届 出 書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住 所 { 法人の場合は、主たる事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名 }

年 月 日生

(個人の場合のみ記載してください。)

電話番号

次のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人	住 所 { 法人の場合は、主たる事務所の所在地 }	
	氏 名 { 法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名 }	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
業 務 用 車 両 に 係 る 自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
業 務 用 車 両 の 保 管 場 所		
無 店 舗 取 次 店 の 名 称		

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が他に無店舗取次店の営業を行つているときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、営業区域、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(京都府保健所長に権限を委任する規則の一部改正)

第6条 京都府保健所長に権限を委任する規則(昭和55年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表の4の表旅館業法(昭和23年法律第138号)の項の(2)から(4)までの規定中「の規定」を「(第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 第3条の4第1項の規定により営業の承継を承認すること。

別表の4の表公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(昭和31年京都府条例第12号)の項を削り、同表美容師法(昭和32年法律第163号)の項の(5)中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同表京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例(平成30年京都府条例第11号)の項の次に次のように加える。

生活衛生関係 営業等の事業 活動の継続に 資する環境の 整備を図るた めの旅館業法 等の一部を改 正する法律 (令和5年法 律第52号)	附則第3条第1項、附則第4条第2項、 附則第5条第2項、附則第6条第2項、 附則第7条第2項、附則第8条第2項、 附則第9条第2項及び附則第10条第2 項の規定により調査すること。
---	--

(興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則(昭和59年京都府規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項ただし書を削り、同項第4号中「構造又は設備」を「構造設備」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項第3号中「法人」を「申請者が法人の場合」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第9条第1項中「(別記第8号様式)」を「(別記第9号様式)」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「(別記第7号様式)」を「(別記第8号様式)」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)」を「営業者」に、「(別記第5号様式)」を「(別記第6号様式)」に改め、同条第2項中「(別記第6号様式)」を「(別記第7号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「(別記第4号様式)」を「(別記第5号様式)」に改め、同条を第5条とする。

第3条の前の見出しを削り、同条第1項中「(別記第3号様式)」を「(別記第4号様式)」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の見出し及び1条を加える。

(営業承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者(法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者をいう。以下同じ。)の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業承継届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の興行場営業承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合にあつては、代表者の資格を証する書類及び定款又は寄附行為の写し
- 別記第1号様式中「興行場法」を「興行場法」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 次の書類又は図面を添付してください。

- (1) 興行場の構造設備の状況を明らかにした書類又は図面
- (2) 興行場の周囲200メートルの区域内の状況を明らかにした図面
- (3) 申請者が法人の場合にあつては、代表者の資格を証する書類及び定款又は寄附行為の写し

別記第8号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「  
 年 月 日生」を  
 「  
 年 月 日生  
 (個人の場合のみ記載してください。)」  
 に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「  
 年 月 日生」を  
 「  
 年 月 日生  
 (個人の場合のみ記載してください。)」  
 に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「  
 年 月 日生」を  
 「  
 年 月 日生  
 (個人の場合のみ記載してください。)」  
 に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「  
 年 月 日生」を  
 「  
 年 月 日生  
 (個人の場合のみ記載してください。)」  
 に改め、同様に注として次のように加える。

注 変更後の構造設備の状況を明らかにした書類又は図面を添付してください。

別記第5号様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、「年 月 日生」を削り、「又は分割により消滅した」を「により消滅した」に改め、同様に注として次のように加える。

注 代表者の資格を証する書類及び定款又は寄附行為の写しを添付してください。

別記第4号様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式 (第3条関係)

興行場営業承継届出書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住 所〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地 〕  
氏 名〔 法人にあつては、名称及び代表  
者の職・氏名 〕

年 月 日生

(個人の場合のみ記載してください。)

電話番号

下記のとおり譲渡により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

譲渡人	住 所 〔 法人にあつては、主 たる事務所の所在地 〕	
	氏 名 〔 法人にあつては、名 称及び代表者の職・ 氏名 〕	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
興 行 場 の 所 在 地		
興 行 場 の 名 称		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、代表者の資格を証する書類及び定款又は寄附行為の写し

(京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第8条 京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の53の項を次のように改める。

53 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定によるクリーニング所の検査	クリー ニング 所検査 手数料	1件につき 16,320円
--	--------------------------	---------------

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第9条 食品衛生法施行細則(平成12年京都府規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 16,320円  
 (2) 法第55条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた者が当該営業の許可を受けようとする場合(営業設備に変更がない場合に限る。)(以下「譲受け許可の場合」という。) 1件につき 5,480円

を

1件につき 16,320円

に改め、同表の2

の項から4の項までの規定中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 9,790円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 3,280円

を

1件につき 9,790円

に改め、同

表の5の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改め、同表の6の項中

規定中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改め、同表の11の項及び12の項

中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 14,280円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 4,790円

を

1件につき 14,280円

に改め、同表の13の項から15の項まで

の規定中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改め、同表の16の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 16,320円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 5,480円

を

1件につき 16,320円

に改め、同表の17の項から19の項までの

規定中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改め、同表の20の項及び21の項

中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 16,320円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 5,480円

を

1件につき 16,320円

に改め、同表の22の項から24の項まで

の規定中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 14,280円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 4,790円

を

1件につき 14,280円

に改め、同表の25の項から28の

項までの規定中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改め、同表の29の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 14,280円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 4,790円

を

1件につき 14,280円

に改め、同表の30の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改め、同表の31の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 14,280円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 4,790円

を

1件につき 14,280円

に改め、同表の32の項中

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 (1) (2)に掲げる場合以外の場合  
 1件につき 21,420円  
 (2) 譲受け許可の場合 1件につき 7,190円

を

1件につき 21,420円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(施行前にされた申請等に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この規則（第6条、第8条及び第9条を除く。附則第11項において同じ。）による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請又は届出について適用し、同日前にされた申請又は届出については、なお従前の例による。

(公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「旅館業法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定の適用を受ける者が行う浴場業の営業の許可の申請については、第1条の規定による改正後の公衆浴場法施行細則第1条第2項及び別記第1号様式の規定にかかわらず、施行日以後も、なお従前の例による。

(京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から施行日前に当該旅館業を譲り受けた者が行う旅館業の営業の許可の申請については、第2条の規定による改正後の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則第2条第2項及び別記第1号様式の規定にかかわらず、施行日以後も、なお従前の例による。

(理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5 旅館業法等改正法附則第5条第1項の規定の適用を受ける者が行う理容所の開設の届出については、第3条の規定による改正後の理容師法施行細則別記第2号様式の規定にかかわらず、施行日以後も、なお従前の例による。

(美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

6 旅館業法等改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける者が行う美容所の開設の届出については、第4条の規定



による改正後の美容師法施行細則別記第2号様式の規定にかかわらず、施行日以後も、なお従前の例による。

(クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 旅館業法等改正法附則第8条第1項の規定の適用を受ける者が行うクリーニング所の開設の届出については、第5条の規定による改正後のクリーニング業法施行細則別記第1号様式の規定にかかわらず、施行日以後も、なお従前の例による。

(興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 旅館業法等改正法附則第6条第1項の規定の適用を受ける者が行う興行場営業の許可の申請については、第7条の規定による改正後の興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則第1条及び別記第1号様式の規定にかかわらず、施行日以後も、なお従前の例による。

(京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 9 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の確認を受けたクリーニング所の開設者から施行日前に当該クリーニング所の営業を譲り受けた者が当該クリーニング所の検査を受けようとする場合（クリーニング所の構造設備に変更がない場合に限る。）の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営業を営む者から施行日前に当該営業を譲り受けた者が当該営業の許可を受けようとする場合（営業施設の構造設備に変更がない場合に限る。）の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 11 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。